

第 51 回 衆議院議員総選挙

第 27 回 最高裁判所裁判官国民審査

期日前投票・不在者投票事務説明会 (自衛隊関係)

横須賀市選挙管理委員会

〒238-0006 横須賀市日の出町1丁目5番地

ヴェルクよこすか2階

TEL 046-822-8499 (直通)

FAX 046-825-1145

目	次
1 期日前投票・不在者投票制度について	1
2 選挙期日等	1
3 選挙人名簿登録要件	2
4 投票案内について	4
5 期日前投票の方法	4
6 不在者投票の方法	6
ア 滞在先の選挙管理委員会における不在者投票	6
イ 船舶内における不在者投票	8
ウ 病院等の施設における不在者投票	10
エ 18歳未満の不在者投票	10
オ その他の不在者投票	10
7 横須賀市以外の選挙人の不在者投票	12
【参考資料】	
請求書兼宣誓書	14
船舶内投票用請求書（記入例）	15
選挙人名簿登録証明書交付申請書（記入例）	16
船舶内における不在者投票の方法	17
不在者投票用外封筒の記入例	18

1 期日前投票・不在者投票制度について

選挙は、選挙人本人が投票日に決められた投票所で投票することが原則ですが、選挙人が法律に定められた一定の理由に該当すると見込まれ、投票日当日に自ら投票所へ行って投票することができない場合に選挙権行使の機会を設けるため、投票日の前でも投票できるように定められたのが期日前投票・不在者投票の制度です。

名簿登録地の選挙管理委員会で行う投票を期日前投票といい、投票日当日と同じように投票箱に入れて投票します。(一部例外があります。)

一方、名簿登録地以外の選挙管理委員会や指定された施設等で行う投票を不在者投票といい、二重封筒を用いて投票します。

期日前投票・不在者投票は、一般投票の例外の制度であるため厳格な手続が規定されています。

2 選挙期日等

選挙名	第51回衆議院議員総選挙	第27回最高裁判所裁判官国民審査
公(告)示日		令和8年1月27日(火)
選挙期日		令和8年2月8日(日)
期日前投票・不在者投票のできる期間		告示日・公示日の翌日から投票日の前日まで 最高裁判所裁判官国民審査は2/1(月)から期日前投票・不在者投票ができます。 (1/28(水)～1/31(土)は投票できません。)

※衆議院議員通常選挙の日程は見込みになります。変更になる場合もございますのでご承知おきください。

※記載した期日前投票等のできる期間は、法律に定められた期間です。

※モアーズシティ8階における期日前投票期間は異なります。(4ページ参照)

3 選挙人名簿登録要件

日本国民で年齢満18歳以上の方は選挙権を有することになりますが、いずれかの市区町村の選挙人名簿に登録されていなければ、投票することはできません。選挙人名簿への登録に特別な手続きはありません。住民基本台帳に記録されている人のうち、一定の要件を満たす方が登録されます。また、選挙人名簿への登録は常時行うわけではなく、定時登録と言われる毎年3月、6月、9月及び12月の1日と選挙の前(通例は告(公)示日の前日:選挙時登録)に行います。

横須賀市の選挙人名簿に登録されるには、登録の基準日時点で引き続き3箇月以上横須賀市内に住所を有していることが必要です。今回の選挙において選挙人名簿に登録される方は、次ページに記載の要件を両方満たす方です。

年齢要件	平成 20 年(2008 年)2 月 9 日(9 日を含む。)までに生まれた人
住所要件	ア 令和7年(2025 年)10 月 26 日(26 日を含む。)までに転入届出をした人 イ アのほか、引き続き3箇月以上住民登録され、かつ、転出後4箇月を経過していない人

《特異な事例》

短期間で住民票の異動を繰り返している場合、いずれの市区町村の選挙人名簿にも登録されず、選挙権を有していても投票できない場合があります。

【事例1】

令和7年 10月 20 日に佐世保市から横須賀市に転入届出、令和 8 年 1月 16 日に舞鶴市へ転入届出(横須賀市から転出)した。

◆横須賀市では…×

この場合、1月 20 日で横須賀市に3箇月以上住所を有していたことになります。

市外に転出したのは 1 月 16 日ですから、10 月 20 日から数えると横須賀市に3箇月以上住所を有していないため、衆議院議員総選挙の選挙時登録時(1月 26 日)にも、選挙人名簿には登録されません。

◆舞鶴市では…×

転入届出から3箇月を経過していないため、選挙人名簿に登録されません。

◆佐世保市では…△

選挙人名簿の登録は転出してから4箇月経過後に抹消されますので、佐世保市の選挙人名簿に登録が残っている場合があります。

【事例2】

平成 20 年 1 月 15 日生まれ厚木市在住の者が、令和 7 年 12 月 17 日に厚木市から横須賀市に転入届出をした場合。(17 歳 11 か月までは厚木市に在住していたが、選挙時登録のときは 18 歳になり、横須賀市に転入しているケース)。

◆厚木市では投票可能になる見込

横須賀市では、選挙時登録(1月 26 日)の時点で転入届出から3箇月を経過していないため、横須賀市の選挙人名簿に登録されません。

一方、厚木市では住所要件を満たしており、12 月 1 日の定時登録の時点では年齢要件を満たしていないが、選挙時登録の時に年齢要件を満たしています。この場合、前住所地の厚木市の選挙人名簿に登録される見込です。

このようなケースの場合は、厚木市選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 上記以外にも様々な事例がありますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 投票案内について

同じ世帯の有権者全員分の投票案内をまとめて1つの封筒で送付いたします。期日前投票を行うには、投票者自身の名前が印字された投票案内を持参いただく必要がありますので、事前にご確認ください。

【封筒見本】



5 期日前投票の方法

期日前投票を行う場合は、投票案内に印刷されている請求書(兼宣誓書)の太枠内(赤枠内)をご記入のうえ、提出していただきます。

【記入例】

投票日当日に投票所に行くことができない方へ	
★次の①または②の、いずれかの方法で投票できます。	
① 期日前投票所で投票する方法	
右側の「 請求書(兼宣誓書) 」に必要事項(提出する日・フリガナ・生年月日)を記入の上、期日前投票所へお持ちください。	
●期日前投票ができる場所、期間	
場所	期間
ヴエルクよこすか2階 市内各行政センター(9か所)	6月16日(月)~6月21日(土) 午前8時30分~午後8時
横須賀モアーズシティ8階	6月16日(月)~6月21日(土) 午前10時~午後7時30分
② 横須賀市以外の選挙管理委員会で不在者投票を行う方法	
(投票用紙等の郵送に日数を要しますので、お早めに請求してください)	
右側の「 請求書(兼宣誓書) 」及び下記の「 投票用紙送付先 」に必要事項をご記入の上、横須賀市選挙管理委員会あてに郵送または持参してください。(FAXやEメールでは受付できません)	
投票用紙送付先	〒
【連絡先(携帯電話番号等)】TEL	

△ 期日前投票・不在者投票を行う方のみ以下にご記入ください。

請求書(兼宣誓書)					
提出する日	令和7年6月18日				
氏名	ヨコスカ ハナコ				
生年月日	7年11月14日				
選挙人名簿に記載されている住所	横須賀市日の出町1-5				
私は令和7年執行の横須賀市長選挙及び市議会議員補欠選挙の当日、次のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。なお、不在者投票の場合は、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。					
<input type="radio"/> 仕事、学業、その他 <input type="radio"/> レジャー、用事等 <input type="radio"/> 入院、通院予定等					
<input type="radio"/> 住所移転等 <input type="radio"/> 天災、甚天候等					
事務局の連絡	名簿対照	点字	代理	市長	市議会

滞在先等の住所をご記入ください。
なお、こちらの請求書ではご自宅で投票できません。

なお、投票案内を持参していなくても、期日前投票所に設置されている期日前投票宣誓書に記入し、出すれば投票することができます。(投票案内の必要事項を記入のうえ、持参していただくとスムーズです。)

期日前投票できる場所、期間及び時間は、それぞれ以下のとおりとなります。

期日前投票所	選挙管理委員会 (ヴエルクよこすか2階)	行政センター(9箇所)	モアーズシティ8階
期日前投票ができる期間	1月28日(水)から 2月7日(土)まで	2月1日(日)から 2月7日(土)まで	
期日前投票ができる時間	午前8時30分から午後8時まで	午前10時から 午後7時30分まで	

<注意事項>

- ◆ 選挙管理委員会(ヴエルクよこすか)で期日前投票をしていただくようご協力ください(行政センター・モアーズシティは一般の地域住民を想定して設置された投票所ですので、充分な投票スペース及び人員が確保されておりません)。
- ◆ 投票日当日に選挙権のある選挙人でも、期日前投票を行おうとする時点でまだ18歳に満たない選挙権のない人は不在者投票となります(詳細は、9ページ)。

6 不在者投票の方法

不在者投票は次の方法により、不在者投票管理者が管理する場所で投票できます。

ア 滞在地の選挙管理委員会における不在者投票

イ 船舶内における不在者投票

ウ 病院等の施設における不在者投票

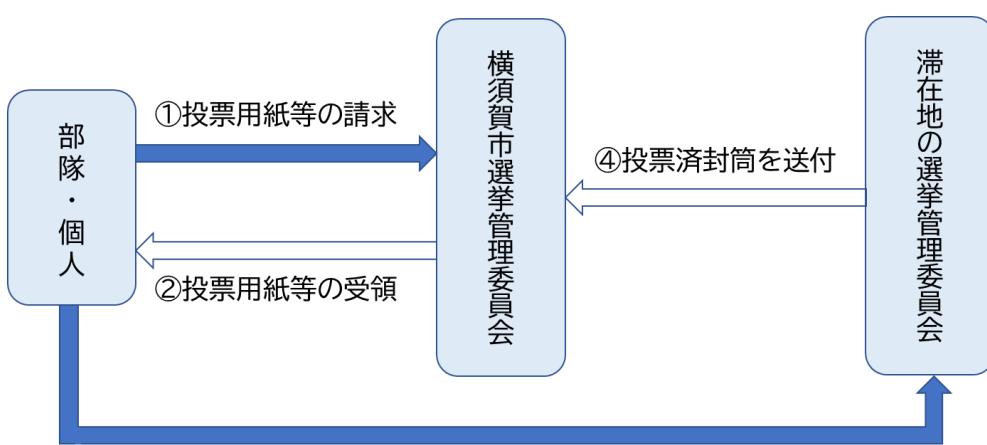
エ 18歳未満の不在者投票

それぞれの不在者投票における投票用紙の請求方法等は、次のとおりです。

各種必要書類は、選挙管理委員会にて用意しています。

ア 滞在地の選挙管理委員会における不在者投票

【滞在地の選挙管理委員会における不在者投票】の流れ



①投票用紙等の請求

横須賀市の選挙人名簿に登録されている方が、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票を行うには、横須賀市選挙管理委員会に投票用紙等を事前に請求し、交付を受ける必要があります(投票案内だけを持参されても、投票はできません)。

提出いただく書類等は、以下に記載のとおりです。

《提出書類》

請求書(兼宣誓書) (13ページ)

→ 選管窓口または本市ホームページで入手可能です。

《請求先》

横須賀市選挙管理委員会(〒238-0006 横須賀市日の出町1-5ウェルクよこすか2階)

《請求方法》

直接または郵送(FAX、メールは不可)

※オンライン請求について

前回の選挙から、マイナンバーカードを利用してパソコンやスマートフォンからの請求も受け付けています。

しかし、部隊等で一括請求される場合は、今までと同様に紙の請求書での提出をお願いします。

②投票用紙等の受領

請求書に記載の送付先住所あてに横須賀市選挙管理委員会から以下のものをレターパックにて郵送しますので、必ず受取をお願いします。

- ・投票用紙
 - ・不在者投票用内外封筒
 - ・不在者投票証明書
 - ・案内文
- } 透明なビニール袋にまとめて入っています。
※このビニール袋は、自宅等で開封しないでください。

③滞在地の選挙管理委員会での投票

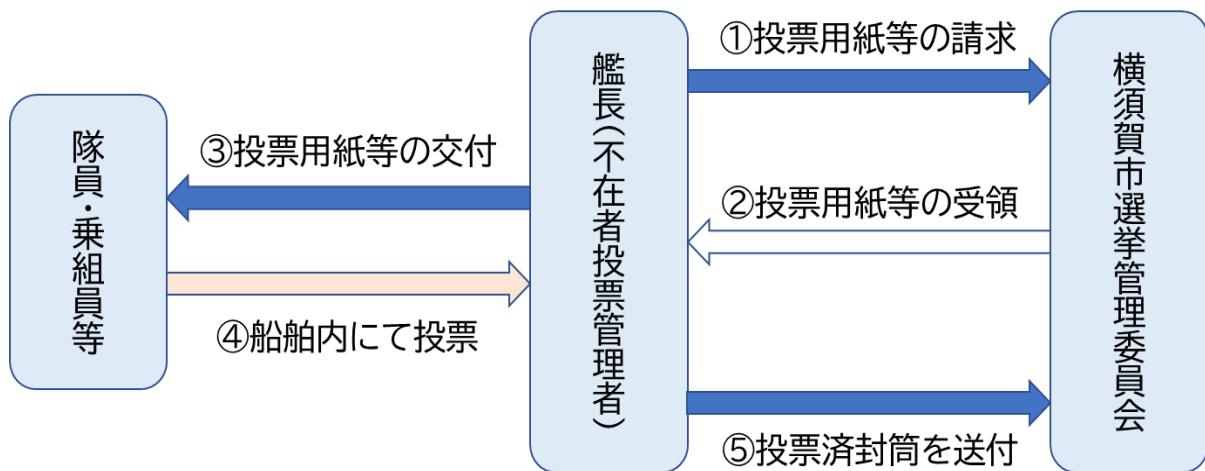
不在者投票期間中に、滞在先の選挙管理委員会へ届いた書類一式をお持ちいただき、職員の指示に従って投票を行います。その際、透明なビニール袋ごと滞在先の選管職員に渡してください。

《注意事項》

- 投票用紙等の請求を部隊でまとめて行う場合には、請求する前に必ず選挙人本人の意思を確認するようにしてください。
- 選挙管理委員会以外の場所(自宅・宿舎など)で投票用紙に記入したり、同封されている不在者投票証明書を開封したりすると、不在者投票を拒否されますので特に注意してください。
- 投票場所、時間等については、事前に投票予定の選挙管理委員会にご確認ください。
- 不在者投票を行う人数が多い場合には、必ず投票する予定の選挙管理委員会に事前に連絡し、投票予定(日時、場所等)について打ち合わせをしてください。
- 滞在先の選挙管理委員会から横須賀市選挙管理委員会に返送するのに時間がかかることがありますので、お早めに投票をお済ませください。

イ 船舶内における不在者投票

【船舶内における不在者投票】の流れ



①投票用紙等の請求

選挙人本人の意思に基づき、不在者投票管理者である艦長から代理で一括して請求します。請求の際は、以下の書類をご準備ください。

«請求に必要な書類» ※告示日・公示日前でも請求可能です。

- 請求書(艦長が一括請求) (記入例:14 ページ)
- 選挙人名簿登録証明書交付申請書兼乗船証明書(選挙人1人につき1枚必要)
(記入例:15 ページ)
- 選挙人一覧

②投票用紙等の受領

請求を受けた投票用紙等は、原則として告示日もしくは公示日の前日からご指定の送付先へレターパックにて順次送付します。海外に郵送する際は、EMS 等の国際郵便で送付しますので予めご相談ください。

③投票用紙等の交付

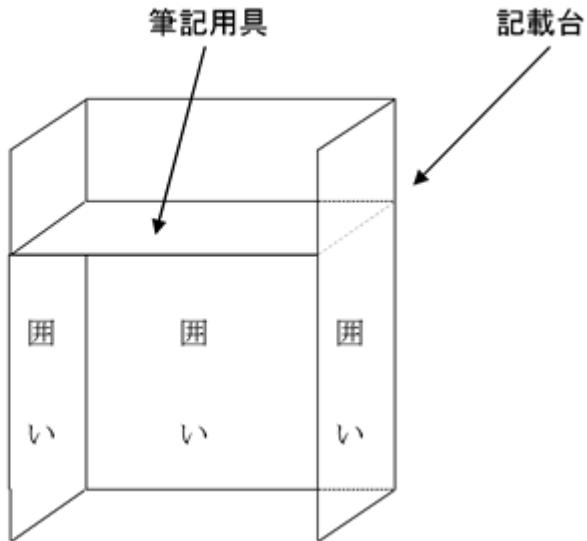
投票用紙等を受け取った艦長は、選挙人1人につき投票用紙を1枚交付してください

④船舶内にて投票

不在者投票期間中の定められた時間内(16 ページ参照)に不在者投票管理者(艦長)の管理する記載場所において、最低1人以上の立会人の立会のもと行います(注:不在者投票管理者(艦長)は、立会人を兼任できません)。

記載場所の設備につきましては、机を仕切りで囲うなど投票内容の秘密保持や不正行為防止のための対応をお願いいたします。

<設 備 例>



異なる選挙の不在者投票封筒への入れ間違い等を防ぐために、最初に小選挙区の投票、次に比例代表の投票を行うなど、順番に投票することをおすすめします。

投票用紙への記入が終了したら、内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をします。最後に外封筒表面に選挙人本人の氏名を記入して不在者投票は終了です。

立会人となる方は、記載例(17 ページ)を参考に外封筒裏面に投票年月日、投票場所、不在者投票管理者の職名と氏名、立会人の氏名を記入してください。また、送付前には記入漏れ等がないかも再度確認してください。

⑤投票済封筒を送付

投票済みの投票用紙が入った封筒は、不在者投票管理者である艦長から一括して横須賀市選挙管理委員会に送付していただきます。郵送等に要する時間を考慮し、投票終了後はお早めに横須賀市選挙管理委員会に送付いただきますようお願いいたします。(レターパックによる郵送をおすすめします。)

ウ 病院等の施設における不在者投票

病気や負傷等で病院等の施設に入院・入所中の方で、その施設が都道府県選挙管理委員会の指定する施設に該当する場合、施設内で不在者投票ができます。

投票の方法は、選挙人の依頼に基づき、不在者投票管理者となる施設の長が投票用紙等を一括で請求し、施設内の不在者投票所で投票を行い、施設の長に提出します。

投票済みの投票用紙は、施設の長が選挙管理委員会に送致します。

指定施設で不在者投票を行う場合は、施設の職員にご相談ください。

エ 18歳未満の不在者投票

期日前投票は投票を行う日に選挙権があることが必要です。投票日には18歳となり選挙権を有する方でも、期日前投票を行う時点で18歳になつていなければ期日前投票をすることはできません。この場合は期日前投票所で不在者投票を行うことになりますので、投票用紙は投票箱には直接入れず、二重封筒に入れて投票します。

オ その他の不在者投票

その他の不在者投票として、身体障害者などが行う郵便等投票、海外派兵された自衛隊員などが行う特定国外派遣組織滞在地における不在者投票があります。これらの不在者投票に該当する選挙人がいる場合は個別に対応いたしますので、ご連絡ください。

<不在者投票の方法と投票用紙の請求及び交付について>

投票の方法	選管への請求者	投票用紙の請求方法	投票用紙の交付方法
ア 滞在先の選管で行う投票	本人	請求書(兼宣誓書)を提出 ※部隊等でまとめて提出する場合は、選挙人一覧を添付してください。	
イ 船舶内投票	不在者投票管理者(艦長)	本人の意思に基づき、艦長等が代理請求(詳細は16ページ)	原則として告示日・公示日の翌日から投票日の前日まで
ウ 病院等の指定施設における投票	不在者投票管理者(施設長等)	本人の意思に基づき、施設長等が代理請求	
	又は本人	本人請求の場合は、アの方法で請求	
エ 18歳未満	本人	期日前投票宣誓書を提出	期日前投票所で直接交付します

<不在者投票のできる期間と時間>

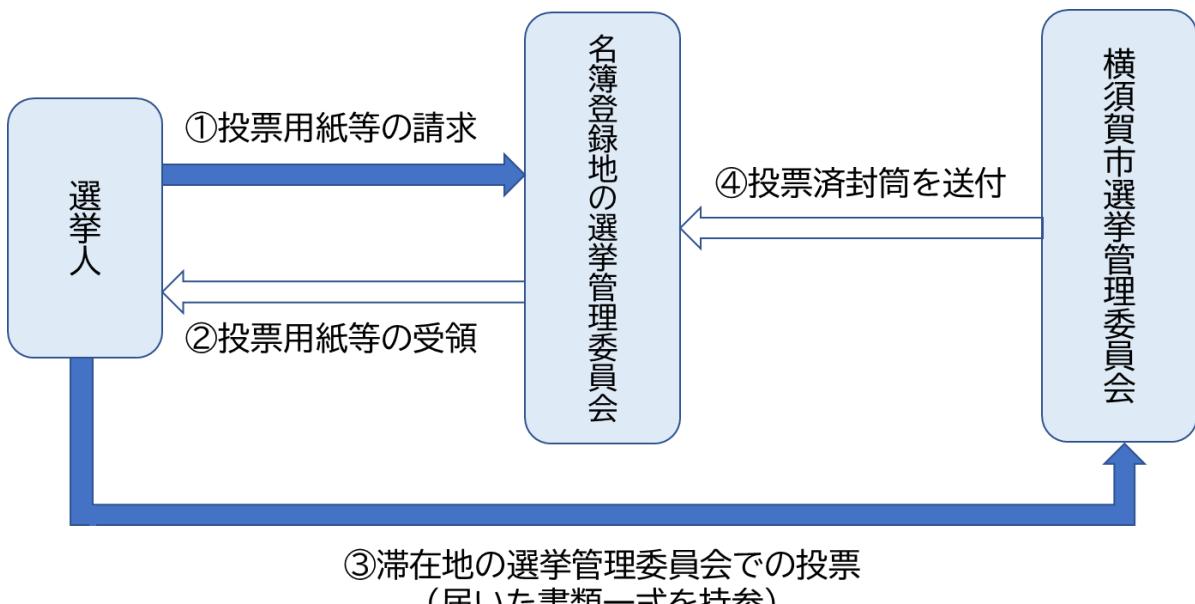
不在者投票のできる期間	告示日・公示日の翌日から投票日の前日まで (1月28日(水)から2月7日(土)まで) 最高裁判所裁判官国民審査は2/1(月)から期日前投票・不在者投票ができます。(1/28(水)~1/31(土)は投票できません。)
不在者投票のできる時間	①滞在先の選挙管理委員会で行う場合 午前8時30分から午後8時まで(※) ②船舶内、病院等の指定施設で行う場合 午前8時30分から午後5時まで

※ 横須賀市以外の選挙管理委員会で投票する場合、投票場所・時間等について予め投票する場所の選挙管理委員会にご確認ください。

7 横須賀市以外の選挙人の不在者投票

今回の衆議院議員総選挙は、日本全国で実施されます。横須賀市以外の選挙人が横須賀市で不在者投票を行う場合は、次の手続きが必要になります。

【横須賀市以外の選挙人の不在者投票】の流れ



① 投票用紙等の請求

投票用紙等は、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会が交付します。不在者投票を行うためには、必要書類を予め名簿登録地の選挙管理委員会に提出し、投票用紙等を請求しなければなりません。

※ 他市区町村の投票案内(入場券)だけを持参されても、投票できません。

《提出書類》

請求書(兼宣誓書)

各市町村選管のホームページなどで入手可能です。

※ マイナンバーカードをお持ちであれば、オンラインで請求手続きができる自治体もあります。詳しくは、名簿登録地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

《提出先》

名簿登録地の選挙管理委員会

※ 横須賀市選挙管理委員会を経由して提出することはできません。

② 投票用紙等の受領

名簿登録地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求すると、指定した送付先に投票用紙等が送付されます(横須賀市選挙管理委員会を送付先に指定することはできません)。

送付されてきた投票用紙等は、開封せずに封筒ごとそのまま横須賀市選挙管理委員会に持参してください。

選挙管理委員会以外の場所(自宅・宿舎など)で投票用紙に記入したり、同封されている不在者投票証明書を開封したりすると投票できなくなりますのでご注意ください。

③横須賀市選挙管理委員会での投票

不在者投票期間中に、横須賀市選挙管理委員会へ届いた書類一式をお持ちいただき、職員の指示に従って投票を行います。

《注意事項》

- 選挙管理委員会(ヴエルクよこすか)で不在者投票していただくようご協力ください(行政センター、モアーズシティは一般の地域住民を想定して設置された投票所ですので、充分な投票スペース及び人員が確保されておりません。また、モアーズシティでは他市区町村の不在者投票を受け付けていません。)
- 不在者投票を行う者が多数にわたる場合には、事前に横須賀市選挙管理委員会に投票の予定日時や人数等をご連絡ください。なるべく日程や時間帯を分散してのご来場にご協力くださいますようお願いいたします。
- 投票済みの投票用紙は、横須賀市選挙管理委員会から名簿登録地の選挙管理委員会に郵送しますが、投票日当日の午後8時までに送致されなかった場合は、事実上投票されなかつたものとして処理されますので、郵送にかかる日数等を考慮してお早めに投票をお済ませください。
- 横須賀市選挙管理委員会から名簿登録地の選管に送付する際に、郵便番号や住所の確認に使用しますので、名簿登録地の選管から送付された封筒ごと持参するようご協力ください。

請 求 書 (兼宣誓書)

私は令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次のいずれかの期日前投票又は不在者投票の理由に該当する見込みです。

なお、不在者

交付を請求します。

[理 由]

- 仕事、学業、
- 用事、レジャー
- 病気、負傷、
- 天災又は悪天候による投票所における投票困難

①～⑥まで記入してください。

旅行、滞在

上記は真実であることを誓います。

令和8年 _____ 月 _____ 日 **①記入日**

横須賀市選挙管理委員会委員長 殿

現住所	② 現在お住まいの住所
選挙人名簿に記載されている住所	③ 横須賀市の住所 (「現住所と同じ場合は「同上」と記入」)
生年月日	④ 生年月日
ふりがな	
選挙人氏名	⑤ 氏名
投票用紙送付先 (現住所と異なる場合のみ記載)	⑥ 投票用紙を受領することができる住所 (「現住所」と同じ場合は空欄可)

(事務処理欄)

名簿対象	点字	代理	投票用紙交付		
			小選挙区	比例	国民審査

請　求　書（記入例）

別紙記載の選挙人は、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の当日、当艦にあるため、護衛艦 せんきょ

において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があるので、別紙の選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 **8** 年 ○ 月 △ 日

護衛艦 せんきょ 艦長 **2等海佐** 横須賀太郎

横須賀市選挙管理委員会委員長
山 口 道 夫 様

選挙人名簿登録証明書交付申請書（記入例）

公職選挙法施行令第18条の規定に基づく選挙人名簿登録証明書の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請いたします。

現 住 所 **横須賀市日の出町1-5**

選挙人名簿に記載
されている住所
同上

生 年 月 日 **昭和・平成 60 年 1 月 1 日**

ふりがな **かながわ じろう**

氏 名 (自署) **神奈川二郎**

氏名は必ず本人が記入して
ください。

令和 **8** 年 ○ 月 △ 日

横須賀市選挙管理委員会委員長 殿

乗 船 証 明 書

現 住 所 **横須賀市日の出町1-5**

氏 名 **神奈川二郎**

生 年 月 日 **昭和・平成 60 年 1 月 1 日**

上記の者は、護衛艦 せんきょ 乗組員であることを証明する。

令和 **8** 年 ○ 月 △ 日

艦長印

護衛艦 せんきょ 艦長 **2等海佐 横須賀太郎** 印

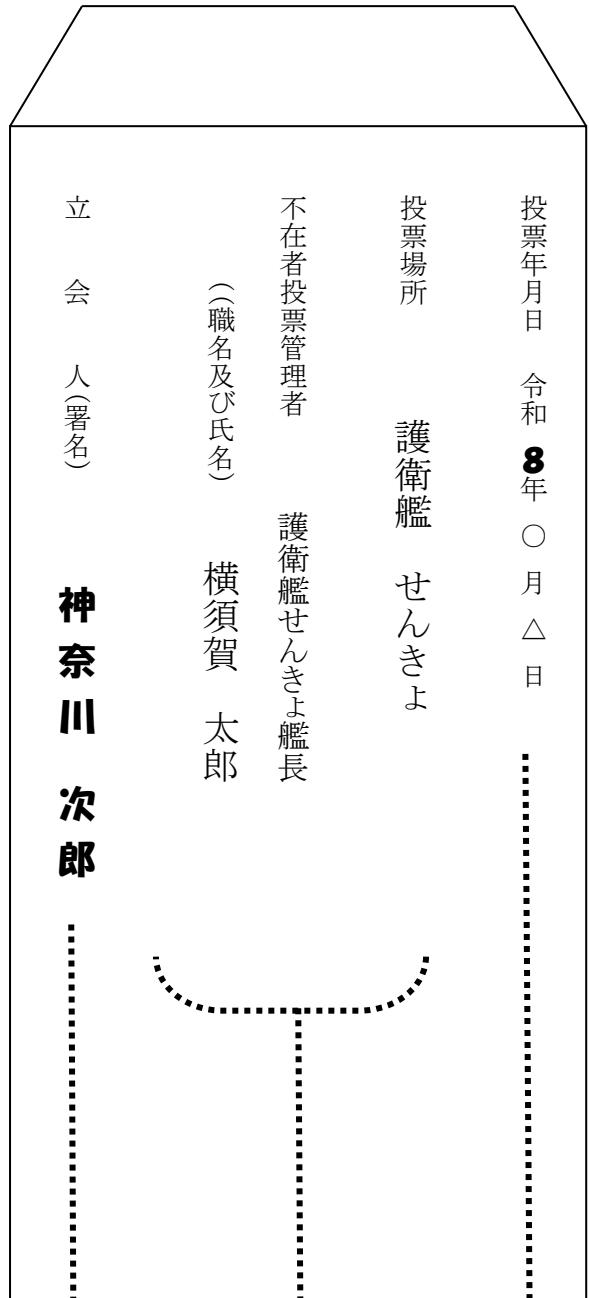
印

船舶内における不在者投票の方法

項目	実施内容
投票用紙の請求	<p>(提出書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿登録証明書交付申請書兼乗船証明書 (1人につき1枚) ・請求書(艦長が一括請求) ・選挙人一覧(氏名、生年月日、住所を記入) ・公(告)示日前でも請求できます。
投票用紙の交付	<p>郵便による発送は原則として公(告)示日の前日から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選管に送付先を連絡してください。 ・海外に送付する場合はEMS(国際スピード郵便)で送付することとなります。事前に選管にご相談ください
不在者投票の実施	<p>不在者投票管理者(艦長)の管理の下で実施</p> <p>不在者投票ができる期間と時間は、 <u>公(告)示日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後5時まで</u>です(国外の場合は艦長が定める時間です)。</p> <p>投票には立会人が立ち会うことが必要です。</p> <p>艦長は立会人を兼任できません。</p> <p>不在者投票用外封筒の記載事項</p> <p>(表)選挙人の署名 → <u>選挙人が自署</u> (裏)投票年月日 投票場所 不在者投票管理者(職名及び氏名) 立会人署名 → 立会人の自署(ゴム印不可)</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> ゴム印可 ゴム印不可 </div>
選挙管理委員会への送付	<p>不在者投票は、選管に送付してください。ただし、投票日の午後8時までに指定された投票所に送致し、投票箱に投函しなければなりませんので、到着後の事務処理及び指定された投票所までの運搬時間を考慮し、遅くとも投票日の午後6時までには選管に到着するように送致してください(レターパックでの郵送をおすすめします)。</p>

不在者投票用外封筒（記載例）

（裏面）



（表面）

